

令和7年度（2025年度）熊本県人権月間における啓発業務委託仕様書

1 目的

県民が人権についてより身近なものとするきっかけをつくるとともに、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的として、世界人権デーを最終日とする1ヶ月（11月10日～12月10日）を熊本県人権月間と定め、熊本県人権フェスティバルや各種媒体を活用した様々な人権問題に関する啓発等を一体的に実施する。

2 メインテーマ

次の人権課題をメインとした啓発とする。

- ・ 部落差別（同和問題）
- ・ 性的指向・性自認に関する人権
- ・ インターネットによる人権侵害

3 人権月間として定める期間

令和7年（2025年）11月10日（月）～令和7年（2025年）12月10日（水）

4 県が実施する人権月間のイベント等（予定）

- ・ 11月14日 人権同和問題講演会
- ・ 熊本ヴォルターズホームゲーム
- ・ 人権作品優秀作品発表
- ・ パネル展
- ・ コッコロ通信の発行 等

5 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

6 委託業務の内容

- （1）熊本県人権月間及び熊本県人権フェスティバルの周知広報
- （2）熊本県人権フェスティバルの企画運営
- （3）その他効果的と考えられる広報展開
- （4）啓発資材の製作
- （5）市町村へ事業展開を図る手法の提案
- （6）効果測定

※詳細は仕様書別紙のとおり。

なお、実施内容の最終決定は、県と受託者が協議して行うこととする。

7 その他

- ・ 受託者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- ・ 企画の内容については、採用後、県及び受託者との協議により、予算の範囲内で変更する可能性がある。